

《四輪乗用の場合》

Q. 平成27年3月1日に新車で購入した軽自動車税はどうなりますか？

A. 平成27年3月31日以前の登録なので平成27年度からの課税で、税額は次のとおりです。
ただし、初年度登録から13年経過する平成40年度から経年重課の対象になります。
平成27年度～平成39年度・・・7,200円(表中①)
平成40年度～・・・12,900円(表中③)

Q. 平成27年4月1日(平成27年度)に新車で購入した軽自動車税はどうなりますか？

A. 平成27年4月1日に新規登録され、かつ、「4月1日現在」所有している車両なので平成27年度からの課税で、税額は次のとおりです。
平成27年度～平成40年度・・・10,800円(表中②)
平成41年度～・・・12,900円(表中③)

Q. 平成27年4月2日(平成27年度)に新車で購入した軽自動車税はどうなりますか？

A. 「平成27年4月1日」には所有されていないので、平成27年度は課税されず、平成28年度からの課税で、税額は次のとおりです。
平成28年度～平成40年度・・・10,800円(表中②)
平成41年度～・・・12,900円(表中③)

Q. 平成27年4月2日に、初年度登録(平成17年4月)から10年経過した中古車を購入しました。軽自動車税はどうなりますか？

A. 平成27年4月2日の登録なので、平成28年度からの課税になります。
平成28年度～平成30年度・・・7,200円(表中①)
平成31年度～・・・12,900円(表中③)

Q. 平成13年4月1日に新車を購入しています。軽自動車税はいつから経年重課の対象になりますか？

A. 平成27年4月1日現在で初年度登録から13年以上経過していますが、経年重課の制度は平成28年度からです。
平成27年度・・・7,200円(表中①)
平成28年度～・・・12,900円(表中③)

《自動車検査証の見方》

自動車検査証						最初の新規検査年月
車台番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用	
みほん	平成15年8月	平成15年8月	軽自動車	貨物	自家用	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
(4) 2人	(250) 350kg	900kg	(1370) 1360			

軽自動車税の税額が変わります



軽自動車税は毎年4月1日現在に軽自動車を所有登録されている方に課税されます。地方税法の一部改正に伴い、庄原市税条例を一部改正し、平成27年度から軽自動車税の税額が次のとおり変わります。

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

(1) 原動機付自転車および二輪車など

種別	平成26年度まで	平成27年度から
原付第一種	50cc以下	1,000円
原付第二種(乙)	51～90cc	1,200円
原付第二種(甲)	91～125cc	1,600円
原付ミニカー		2,500円
軽二輪車	126～250cc	2,400円
二輪 小型自動車	250cc超	4,000円
農耕作業車	トラクターなど	1,600円
小型特殊作業車	フォークリフトなど	4,700円
被けん引車(二輪車)		2,400円
ボートトレーラー		2,400円
雪上車		2,400円

(2) 四輪および三輪の軽自動車(下記の表①②)

車両の新車登録日によって税額が変わります。
※平成27年3月31日までに登録された軽自動車は①の税額です。
※平成27年4月1日新車登録は、平成27年度から②の税額です。
※平成27年4月2日以後の新車登録は、平成28年度から②の税額です。

(3) 四輪および三輪の軽自動車税の経年重課について(下記の表③)

新車登録から13年経過した軽自動車は、翌年度から③の税額です。
(平成28年度以後の軽自動車税が対象です)
ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は経年重課の対象外です。

種別	平成27年度から		平成28年度から ③ 新車登録から13年経過した車両(経年重課)
	① 平成27年3月31日以前に登録	② 平成27年4月1日以後に新車登録	
三輪のもので排気量660cc以下のもの	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上のもので排気量660cc以下のもの	乗用 自家用	7,200円	12,900円
	乗用 営業用	5,500円	8,200円
	貨物 自家用	4,000円	6,000円
	貨物 営業用	3,000円	4,500円

※①②③の判定は自動車検査証の初度検査年月によります。(左ページの自動車検査証の見方で確認をしてください。)